

## 平成 29 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 12 月 14 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	山口大二郎 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	峯 広美 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	高月 淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 70 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 2 議案第 71 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 3 議案第 72 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 73 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 74 号 東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 75 号 東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 76 号 東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例
- 日程第 8 議案第 77 号 東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 9 議案第 78 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 79 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 5 号)

- 日程第 11 議案第 80 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 12 議案第 81 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 13 議案第 82 号 平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 14 議案第 83 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 15 議案第 84 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 16 報告第 7 号 専決処分に関する報告について  
(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 17 報告第 8 号 専決処分に関する報告について  
(里一ツ石線改良工事 (9 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の  
変更について)

## 6 散 会

## 開 会（午前 9 時 32 分）

### ○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

### 日程第 1 議案第 70 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号））

### ○議長（後城一雄君）

日程第 1、議案第 70 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 70 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号））でございます。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 690 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 3469 万 4000 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、今回の補正予算は、歳出においては、衆議院議員総選挙費として 690 万円を計上しています。財源につきましては、県支出金 690 万円を計上いたしております。以上でございます。

### ○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

### ○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 70 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

### ○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第 70 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

### ○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 70 号の採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 2 議案第 71 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

日程第 3 議案第 72 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 73 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 2、議案第 71 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 72 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 73 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。以上 3 議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 71 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町議会議員の報酬においてもこれに準じ改定するため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 72 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町特別職の給与においてもこれに準じ改定するため本案を提出するものでございます。

次に、議案第 73 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。提案の理由といたしましては、平成 29 年人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立、公布されましたので、本町においてもこれに準じ、職員給与について改定を行うため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長からそれぞれ説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり、議案の提案の内容を説明いたします。

まず、議案第 71 号並びに議案第 72 号を説明いたします。

国の方では、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、12 月 8 日参議院を通過しまして成立しました。本町においても原則として、国に準じるという扱いから本条例の一部改正をお願いするものであります。

内容は、期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げるものであります。

まず、議案第 71 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

につきましては、新旧対照表により説明いたします。

議案第 71 号の新旧対照表 1 ページをお願いいたします。本文の第 1 条改正につきましては、新旧対照表 1 ページ 3 行目でございます。旧から新の流れでございますけれども、に書いてありますけれども、12 月の支給を 1.7 月から 1.75 月とします。0.05 月上乗せをされました。

本文第 2 条の改正につきましては、新旧対照表 2 ページ、裏面をお願いします。2 行目から書いてありますけれども、6 月に支給する分を 1.55 月を 1.575 月。3 行目では、12 月支給分を 1.75 月から 1.725 月。6 月分と 12 月分と合わせまして 0.05 月上乗せをするということになります。

なお、本文に戻っていただきまして、本文改正分です。附則をご覧いただきたいと思いますが、第 1 条施行につきましては、平成 29 年 12 月 1 日から、そして第 2 条、施行期日が、附則第 1 条ただし書きによりまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行ということをお願いしたいと思います。

議案第 72 号でございます。これにつきましては、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例。これについては町長、副町長、教育長の期末手当の支給月を 0.05 月引き上げるものでございます。改正の内容につきましては、先ほどの議案第 71 号議会議員の分と同様でございますので説明は省略をしたいと思います。以上が議案第 71 号、72 号の説明でございます。

続きまして議案第 73 号をお願いいたします。人事院は今年の 8 月、民間給与が国家公務員よりも平均 631 円、0.15%上回っているという調査の結果を出しました。それに伴いまして国家公務員の月給を引き上げる、そして、また特別給いわゆるボーナスについても、年間 4.4 月ということで、0.1 月引き上げを内容とします勧告を出しました。これによりまして国の方でも、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。本町においても、地方公務員法第 24 条第 5 項に基づきまして、原則として国に準じるということですので、本条例の一部を改正することとなりました。

まず、本議案第 73 号、本文第 1 条でございます。1 ページの 1 条につきましても、新旧対照表により説明をいたします。

新旧対照表の表の 1 ページをお願いします。勤勉手当の額の支給設定について改正がなされました。第 21 条第 2 項でございますけれども、12 月分の支給を 0.95 月とします。0.1 月分上乗せされまして年間 1.8 月の勤勉手当となります。第 21 条第 3 項につきましては、再任用職員でございます。再任用職員については、12 月の支給月数を 0.45 とします。0.05 月上乗せされますので、年間 0.85 月とされております。

新旧対照表 1 から 2 ページの附則第 11 条は、職務の級が 6 級以上で 55 歳以上の職員については、勤勉手当の支給額は 1.5%分減じる措置とされております。6 級以上の 55 歳以上の職員は減じるということで、6 月の支給分については 0.01275 月分、12 月の支給分については 0.01425 分減額することとなりますので、このような改正がされております。

新旧対照表 2 ページから 7 ページにつきましては、別表第 1 給料表の改正がっております。平均改定率 0.2%増ということとされております。若年層を中心に重点配分されまして、大卒、高卒の初任給の格付けがあります 1 級につきましては、約 1000 円引き上げされました。2 級については平均 900 円。3 級については平均 700 円。4 級 5 級 6 級 7 級、4 級以上は平均 400 円程度月給が引き上げをされております。

なお、この第 1 条についての施行期日は、改正本文になりますけれども、最後の本文 5 ページ、附

則第2条によりまして平成29年4月1日に遡って施行されます。今回改正されたものは4月に遡って遡及をされるということでございます。

次に改正本文5ページにあります第2条でございます。第2条についても新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の末尾の8ページでございます。先ほど勤勉手当を改正しましたが、これは29年4月1日に遡った分でございますけれども、ここからは30年から該当する分の改正でございます。勤勉手当でございます。8ページの第21条第2項につきましては、勤勉手当の支給についての改正。改正条文、先ほどの改正条文では、6月が0.85、12月が0.95としておりましたが、1.8としておりました。今回の第21条第2項の改正につきましては、改正後では6月、あるいは12月とも0.9月ということで、同じ月数として合わせて1.8月としたものでございます。

なお、新旧対照表第21条第3項については、再任用職員の給料。旧の方では6月が0.4、12月が0.45合わせて0.85としておりましたけれども、新しい改正後では、6月12月とも0.425の計0.85月とされております。

なお、この新旧対照表8ページの施行期日については、改正本文に戻りまして5ページの附則第1条によりまして30年4月1日から、6月12月のボーナスについては同じ月数とするということで4月1日の施行となります。以上、月齢給と勤勉手当の改正の内容でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（後城一雄君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号、議案第72号、議案第73号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第71号、議案第72号、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第71号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 74 号 東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 75 号 東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 76 号 東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 5、議案第 74 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 75 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 76 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 74 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、旧音琴小学校体育館について、普通財産に変更する必要性が生じたためでございます。

次に、議案第 75 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、旧音琴小学校体育館について、普通財産に変更する必要性が生じたためでございます。

次に、議案第 76 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由は、旧音琴小学校運動場について、普通財産に変更する必要性が生じたためでございます。詳細につきましては、教育次長からそれぞれ説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

町長に代わりましてご説明をいたします。音琴小学校と大楠小学校につきましては、平成 27 年度で閉校いたしまして、28 年度から彼杵小学校へ統合をいたしております。ただし、体育館と運動場につきましては、地域住民の体育、スポーツの場として供用する部分がありましたので、それぞれ体育館設置条例、体育館使用条例、町民運動場の設置及び管理に関する条例におきまして管理をいたしておりましたけれども、このほど跡地活用の募集に対しまして私立学校の方で、音琴小学校

について私立の学校施設の用に供する目的で使用する応募がっております。現在、それに向けての契約等について準備が進められておりますので、関係する条例につきましても、必要な部分の一部を改正するという目的で上程をいたしております。

まず、議案第 74 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表をご覧ください。議案第 74 号につきましては、体育館に係る部分でございます。第 1 条の表中、音琴体育館に係る部分を削除いたします。

次に、議案第 75 号、これも体育館に係る部分の一部改正でございます。新旧対照表をご覧ください。別表、備考の 3 の中で同じく音琴体育館に係る部分を削除するものでございます。

次に、議案第 76 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、旧音琴小学校の運動場に係るものでございます。新旧対照表をご覧ください。第 1 条の表中で、音琴運動場に係るものを削除するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（後城一雄君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。質疑はありませんか。6 番議員、立山裕次君。

**○6 番（立山裕次君）**

議案第 74 号ですが、旧音琴小学校の体育館は、平成 31 年 4 月以降は私立学校が多分借用されると思うんですけど、来年度の 1 年間につきましては、一般町民、音琴地区の方と思いますけど、借用というのはできるのでしょうか。

**○議長（後城一雄君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

教育次長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり教育次長。

**○教育次長（岡木徳人君）**

契約が整った場合は相手方の使用権利と言いましょうか、そういったものが出てきますので、そこについては契約の相手方との協議になろうかと思っております。ちなみに、現在定例で体育館を使っている団体等の使用実績はございません。地区の行事等で年に数回は使用されています。以上でございます。

**○議長（後城一雄君）**

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 76 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 76 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号東彼杵町体育館使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号東彼杵町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 77 号 東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 8、議案第 77 号東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 77 号東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由が、ふるさと納税の更なる活用を図る必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては、財政管財課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 77 号東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例について、新旧対照表を使ってご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第 2 条、寄附された寄附金を財源として実施いたします事業を列記した条文となります。ふるさとまちづくり応援寄附金は、寄附いただいた浄財を使って、第 2 条に列記してある事業を行うことで、特色あるふるさとづくり及び町民協働のまちづくりを進める事業でございますが、ご寄附いただいた方に町内の産物を心ばかりの返礼品として送ることで、町の魅力発信や返礼品事業者の育成に寄与している事業でもございます。

今回、返礼品事業者などの育成に寄附金を使用できるように、地域産業の育成に関する事業を、第 2 条第 5 項に新たに追加いたしております。

また、同条第 6 号ふるさと起業家支援事業及び第 7 号にふるさと移住交流促進事業を新たに追加しておりますが、本年 10 月 27 日付けで、総務省からクラウドファンディング型のふるさと納税を活用して地域における起業家支援及び地域への移住定住の促進を図る事業に対して、平成 30 年度から特別交付税による財政支援を実施する旨の通知がっております。事業の組み立ては、今後まちづくり課などが中心となって行っていくこととなりますけれども、本町も是非取り組むべき事業でございますので、先行して条例の改正を行うものでございます。第 3 条の改正でございますけど、先ほど号を挿入したことによる条文整理となっております。第 4 条の改正は、現在事業を実施する場合は、ふるさと創生事業基金に一度繰り入れて、翌年度以降に基金から取り崩して事業を行っておりますが、事業によっては寄附を戴いた時に、スピード感を持ってやらなければならない事業もございます。必要があると認める時は、基金に繰り入れることなく事業の財源に充てることのできる旨のただし書条文を追加したものでございます。

なお、ただいま説明した改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行いたします。以上説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

77 号の件ですけれども、4 条の末尾の方に、ただし、町長が必要があると認める時は、寄附金を基金に繰り入れることなく云々でございますけれども、仮定としまして、例えば寄附者、寄附する方々がこのお金はこういうものに使ってくださいという申し入れがあるのかないのか。仮にあったとした場合は、この条文は適用されるのかされないのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

まず、先ほど申し上げました第 2 条各号に、寄附をどのように使ってくださいという条文が規定

をされております。これにあたる、例えば、先ほど追加しました5号地域産業の育成に関する事業が今までございませんでしたので、例えば地域産業に係る分については、基金条例にはそのようなことに使うようになっていたんですが、寄附条例の方にはありませんでした。1回基金に繰り入れますので使えないことはないんですけども、こういった事業にということ寄附者の方に明示いただいて、それを基金に繰り入れて翌年度以降に使うということ考えたものですから、まず5号を追加しております。

先ほどのご質問の一般財源化をするという事業でございますけれども、そういった2条に掲げる事業の中で、例えば、今度新しくクラウドファンディング型の事業が出ますけれども、例えば4月に募集を開始いたしまして12月で目標額に達したと。是非1月からその事業に着手したいという事業が出てくるのではないかと想定をいたしております。そういった場合に、1回基金に繰り入れてしまえば翌年度以降に出すということになりますので、基金に繰り入れることなく一般財源として使えるという条文を新たに入れたものでございます。以上でございます。

○——△——

——△——△——

先ほど申し上げました第2条でもあたまから寄附をどれにしますということで、寄附の時点で希望がっております。

○——△——

——△——△——

それに使っていくということで基金に入れて、それに充てて繰り入れて事業をやってきたということですね。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

おっしゃることは分かるんです。使う方にとっては都合の良い使い方になるわけですから良いわけですけど、寄附者にとって使い道が特定されてしまうということになりますと、減る可能性というのはないのかなという懸念があります。それはないという前提のもとにこれを作っておられるということですね。そういうことですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今までもすべて、寄附をされる時は何に使うかということで、書いて寄附をされるんですよ。今までの1号から4号までどれをしますかとかで。あとは特に制限はないという項目はあるんです。それに5番から6、7を追加して、もちろん8番もありますけれど。そこで特定して書くわけです。例えば、クラウドファンディング事業あたりが仮にそれに使ってくれとなればクラウドファンディング事業に使うわけです。流用はしないです。本人さんの意見をそのまま、基金に入れずに直接使うということになります。本人の意向は確かに反映されます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことになりますと、今までは、寄附があったらその都度その都度基金に入れられて使う時に基金から繰り出したということになりますけど、こういう条文が入りますと寄附金の取り扱いとして、預かり金みたいな形で預かっていて、年度末に基金に入れられるというものか。それとも、昨日も出ましたけど、特別口座か何か作られて、それに全部入れて最終的に年度末に基金に繰り入れてしまうというやり方をされるものか。取り扱いをきちんとしておかないとまたいろんなことが生じるのではないかと思いますので、そこら辺をどういうふうにされるのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

一応全部一般会計に入ってまいりますので、年度末に財源をそれに充てるといって、その年度にその事業を行えばその時にその財源をそのまま充てると。基金に繰り入れることなく充てるといった操作で、別口座を設けたりとかはしないで、あくまで一般会計に入ってくるということになります。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

一般財源に入れるのは良いんですけど、一般財源としての、どういうところで、例えば預かり金みたいな形でしておくのか、雑収入みたいな形にしておくのか、どういうふうな取り扱いをされるのか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

歳入 17 款寄附金という科目がありますので、そこに入っていくということになります。

○議長（後城一雄君）

他に。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第 77 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号東彼杵町ふるさとまちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 9 議案第 78 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 9、議案第 78 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 78 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由といたしまして、人口減少対策の重点施策として、引き続き本町への移住、定住促進を図る必要があります。本条例の有効期限を延長するため本案を提出するものでございます。平成 30 年 3 月 31 日となっておりますので、これの有効期限を 2 年間延長して 32 年 3 月 31 日までとするものでございます。内容等につきましては変更等はございません。説明につきましては省略をさせていただきます。対照表につきましても、有効期限を 30 年から 32 年に延長するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 78 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 78 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 79 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 10、議案第 79 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 79 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8946 万 8000 円を追加いたしまして、総額を 53 億 2416 万 2000 円にするものでございます。提案の理由といたしまして、今回の補正予算の主なものは、歳出におきましては、民生費に障害福祉サービス給付費、障害児通所給付費など 3151 万 8000 円。農林水産業費に強い農業づくり交付金事業補助金、そのぎ茶啓発事業など 1 億 4915 万 7000 円。8 月豪雨②災害被災箇所の災害復旧費として 760 万 7000 円。更に、人事異動、あるいは人事院勧告に伴います給与の改定の所要額も併せて計上いたしております。

財源につきましては、特定財源といたしまして、国庫支出金が 781 万円、県支出金に 1 億 2246 万 6000 円、町債に 800 万円などを計上いたしております。一般財源といたしましては、町税 1563 万 4000 円などを計上いたしております。また、上記の強い農業づくり交付金事業補助金と災害復旧費につきましては、繰越明許費の設定も併せて行っております。詳細につきましては、財政管財課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

議案第 79 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）について説明を加えます。

なお、歳出予算中、2 節給与、3 節職員手当等、4 節共済費の補正予算のほとんどが人事院勧告及び人事異動に伴う補正となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは 25 ページをお願いいたします。歳出 2 款 1 項 1 目一般管理費 2 節、特別職 2 名 511 万円の減額は、副町長の不在期間の減額を行っております。3 節、時間外勤務手当は、地元説明会や茶子チャンネル取材のため時間外が大きく増えたことにより 80 万円の追加を行っております。10

節交際費は、そのぎ茶日本一受賞関係の臨時的経費として3万円の追加。3目財政管理費13節委託料491万4000円の追加は、統一的な基準による財務諸表の作成を、当初、国から配布されるコンピュータソフトを使って行う計画を立てて取組んでおりましたが、固定資産台帳との紐付けが、どうしても上手くいかなかったため、今回業務委託としてお願いするものでございます。5目財産管理費13節委託料は、町で保有しております全ての公共施設の情報をデータ化いたしまして、現在、取組んでおります公共施設の個別計画作成の基礎資料や、今後の施設管理を徹底するためのシステム導入費として156万6000円の追加。15節、千綿駅駐輪場設置工事は、タクシー車庫に駐輪場を設置したことにより不要となった工事費139万1000円の減額。

26ページをお願いします。7目企画費は、ICT光のまち整備事業として設置しております茶子チャンネル用光ボックスの設置台数を、当初300台と見込んでおりましたが、年度末までに400台の設置見込みであるため、100台分232万2000円の追加。9目電子計算費402万3000円の減額は、マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修業務委託料として9月補正予算で564万3000円を議決いただいておりますが、全国の改修要望が国の試算を大きく上回しまして、国の予算がつかせませんでしたので、国の指示により来年度と2年間で段階実施するものでございます。

10目地域づくり推進事業費、持家奨励補助金575万円の追加は、主に町外転入者の新築住宅建築の増加による追加となっております。

飛びまして28ページをお願いいたします。2款3項1目13節、文字フォント変更対応作業等委託料64万8000円の減額は、住民基本台帳システムのOSがウインドウズ10にバージョンアップされるのに伴い、戸籍システムとの連動において、文字フォントの変更が必要となるため当初予算に変更作業委託料を計上しておりましたが、住民基本台帳システムの変更が来年度実施となりましたので、減額を行っております。

飛びまして30ページをお願いいたします。3款1項1目28節、介護保険事業特別会計への繰出金41万9000円は、主に介護保険事業に係るシステム改修費として繰り出しております。3目障害福祉費20節扶助費2303万3000円の追加は、補装具給付費は、車椅子など高額な補装具の申請増により、障害福祉サービス給付費は、利用者の支給量の増加により、また障害児通所給付費は、放課後サービス及び障害児利用支援援助費の増加によるものでございます。

5目国民年金事務費13節、年金生活者支援給付金システム改修業務委託料は、消費税10%導入の際、日本年金機構が年金生活者の所得情報を市町村から直接取得することにより、申請の手間を省いて、軽減税率相当分を年金に上乘せ支給する仕組みがとられています。今回の改修は、現システムの機能強化を図る費用として15万円を追加を行っております。

31ページをお願いいたします。6目28節後期高齢者医療特別会計繰出金追加は、保険基盤安定負担金が確定しましたので、不足額14万1000円の追加を行っております。

飛びまして32ページをお願いいたします。2項4目児童福祉施設費11節、修繕費は、学童保育施設として使用しておりますむつみ荘の玄関部分に雨漏りが発生しておりますので、玄関ひさし防水修繕費として110万2000円の追加を行っております。

飛びまして34ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費3節、時間外勤務手当は、そのぎ茶各種PRイベントなどの増加により、時間外の増加が見込まれるため54万円の追加を行っております。

11 節、12 節、13 節につきましては、昨日、町長が一般質問で答えたものですので説明を省略させていただきます。

18 節備品購入費は、倉庫用の整理棚 3 台の購入費として 22 万 7000 円。19 節、未来を創る園芸産地支援事業費補助金 119 万 7000 円の減額は、茶被覆資材導入事業が国庫補助事業として採択され、町補助金が皆減したことによる減額です。県茶業協会工芸作物産地構造改革推進事業補助金は、県単独事業として、長崎県茶業協会が取り組む「日本一の長崎玉緑茶」の消費拡大事業に対する事業が新設されましたので、町の持出し分として 100 万円。ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 528 万円の減額は、10,000m の当初見込みに対しまして、1,200m の申請に止まったことによる減額となっております。

強い農業づくり交付金事業補助金 1 億 3968 万 2000 円の追加は、てん茶加工施設の導入に対し、国の補助金が交付される見込みとの連絡が県担当課よりありましたので、補助所要額を追加しております。4 目土地改良事業費 15 節工事請負費は、中岳農村公園トイレの簡易水洗化工事費 40 万円の追加です。

飛びまして 36 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目商工振興費 19 節、商工振興事業補助金 8 万円の追加は、東彼商工会が開催する創業セミナー開催経費に対する補助金の追加となっております。

飛びまして 39 ページをお願いいたします。8 款 6 項 1 目住宅管理費 11 節、施設修繕費の追加は、団地内遊具及び宅内水道配管修理費に不足が見込まれるため 40 万円の追加。

40 ページ、7 項 1 目渉外費 25 節積立金の減額は、基地交付金の全額を大野原演習場周辺整備基金積立金に積み立てていますが、交付金の額が決定しましたので、1 万 2000 円の減額を行っております。

飛びまして 41 ページをお願いいたします。8 項 1 目町道里一ツ石線改良事業費 15 節工事請負費は、補強土壁工における基礎地盤支持力の確認の結果、地盤改良の必要が生じたため 300 万円の追加を行っております。

42 ページをお願いいたします。10 款 1 項 1 目教育委員会費 9 節、普通旅費 5 万 3000 円の追加は、実績見込みにより、研修旅費 7 万 3000 円の追加は、コミュニティスクール関連研修に要する経費の追加となっております。2 目事務局費 8 節報償費は、中学校統合を検討する新中学校設立検討委員会の委員の出務謝礼として 20 万 4000 円を追加しております。学校モデル構築事業における学校運営協議会委員出務謝金 19 万 2000 円の減額により、併せて 1 万 2000 円の追加となっております。

9 節、普通旅費 22 万 3000 円追加のうち 6 万円は事務局用務の実績見込みにより、6 万円を除く 16 万 3000 円及び研修旅費追加は、学校モデル構築事業に係る実績報告に要する旅費及び先進地研修視察費 12 万 6000 円の追加となっております。

43 ページ、2 項小学校費 11 節、修繕費追加は、千綿小学校舎階段室 4 か所の内壁塗装修繕費 75 万 6000 円を追加いたしております。

44 ページ、3 目教育センター分室費、臨時雇賃金追加は、管理委託をしている管理人の病気退職により、代替の臨時職員雇用を余儀なくされ、今後の賃金支出に不足が見込まれるため 28 万 1000 円の追加を行っております。

45 ページ、6 項 1 目保健体育総務費、臨時雇賃金追加は、病休職員の代替として、臨時職員の雇

用が必要なため 14 万円の追加を行っております。

飛びまして 47 ページをお願いいたします。11 款 1 項 4 目 29 年農地等災害復旧事業費 15 節工事請負費 750 万円は、8 月 25 日から 26 日に発生しました 8 月豪雨②災害により農地 4 か所、水路施設 2 か所の農地等災害復旧費を新規計上いたしております。

戻っていただいて 10 ページをお願いいたします。2 歳入 1 款 1 項町民税及び 11 ページ、2 項固定資産税は、いずれも年度末までの収納実績を見込み、個人町民税の現年度課税分を 1209 万 5000 円、滞納繰越分を 127 万 8000 円、固定資産税の滞納繰越分を 226 万 1000 円追加しております。

12 ページをお願いいたします。9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、並びに 13 ページ 10 款地方特例交付金は、いずれも交付額が確定しましたので、交付額に併せて補正を行っております。

14 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目地方交付税は、2636 万 4000 円を今回補正の財源として普通交付税を追加計上いたしております。なお、補正後の普通交付税の留保財源は 626 万 2000 円となります。

15 ページ、13 款 1 項 3 目、平成 29 年農地等災害復旧費分担金は、工事費 750 万円の 85% が県補助金として交付され、交付残額の 110 万円の 3 割 33 万円が地元分担金となります。

16 ページ、15 款 1 項 1 目 3 節社会福祉費負担金は、歳出、障害福祉費で説明しました補装具給付費と障害者自立支援給付費の 2 分の 1、875 万 2000 円が障害者自立支援給付費負担金として交付されます。同じく障害児通所給付費の 2 分の 1、276 万 4000 円が障害児通所給付費負担金として交付されることになっております。

17 ページ、2 項 1 目総務費国庫補助金は、マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修業務委託料に対する国庫補助金が減額交付となりましたので、402 万 3000 円を減額いたしております。2 目民生費国庫補助金 2 節児童福祉費補助金 16 万 8000 円は、当初予算に計上しております歳出、2 款 1 項 9 目電子計算費 13 節、法改正等対応業務委託料に対して、子ども子育て支援推進費補助金が交付されることになりましたので今回追加し、併せて先ほど説明いたしました歳出 26 ページの 2 款 1 項 9 目 13 節の財源更正も行っております。

18 ページ、15 款 3 項 2 目民生費委託金 1 節、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務費は、システム改修業務委託料の 1000 円未満の端数を除いた金額の 100% が交付されることとなっております。

19 ページ、16 款 1 項 1 目 4 節社会福祉費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、拠出金額の 4 分の 3、10 万 6000 円が、障害者自立支援給付費負担金及び障害児通所給付費負担金は、扶助額の 4 分の 1 が交付されます。

20 ページ、2 項 4 目農林水産業費県補助金 1 節、未来を創る園芸産地支援事業補助金は、茶被覆資材導入事業が国庫補助に採択されたことにより 92 万円の減額。ながさき鳥獣害防止総合対策事業補助金は、事業延長の減少により 528 万円の減額。強い農業づくり交付金事業補助金 1 億 1640 万 2000 円は、総事業費の 2 分の 1 が交付されることとなっております。8 目災害復旧事業費県補助金は、豪雨災害による農地等災害復旧事業費 750 万円の 85%、640 万円を追加いたしております。

21 ページ、17 款 2 項 1 目 2 節土地建物売払収入は、太ノ浦郷の山林 4,318 m<sup>2</sup>及び八反田郷の山林 149 m<sup>2</sup>の土地売払い収入として 56 万 4000 円の追加。

22 ページをお願いいたします。19 款 1 項 4 目ふるさと創生事業基金繰入金は、ICT 光のまち整備

事業委託料 232 万 2000 円、及び持家奨励補助金 575 万円の財源とするため、合せて 807 万 2000 円を基金から繰り入れております。

23 ページをお願いいたします。22 款 1 項 1 目 2 節辺地対策整備事業債は、第二次追加募集がっておりますので、町道里一ツ石線改良事業に係る、今回補正の工事請負費 300 万円と、9 月議会でご承認いただきました補正第 2 号の工事請負費 500 万円、合せて 800 万円の起債額を計上し、併せて先ほど歳出で説明いたしました工事費の財源更正も行っております。

戻っていただいて 5 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費でございます。提案の理由にもありましたように、強い農業づくり交付金事業補助金 1 億 3968 万 2000 円、及び 29 年農地等災害復旧事業費 750 万円につきましては、年度内完成が見込めないため、合わせて 1 億 4718 万 2000 円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

6 ページ、第 3 表債務負担行為補正でございます。株式会社日本政策金融公庫から公益社団法人長崎県林業公社が利用間伐推進資金として借り入れます 2600 万円の造林資金につきまして、株式会社日本政策金融公庫が損失を受け、借入れ保証をしている長崎県が公庫に対し、損失を補償して損失を受けた時は、東彼杵町林業開発促進資金融資損失補償条例の規定に基づきまして、平成 29 年度から平成 40 年度までの 11 年間、県に対して借入額の 2 万分の 92、11 万 9600 円となりますけれど、限度額とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、町営バスの運行业務委託料につきましては、平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間の町営バス運行业務について、本年度、契約事務を行いたく各年度 2516 万 4000 円を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

7 ページ、第 4 表地方債補正でございます。町道里一ツ石線改良事業に係る辺地債の第二次追加募集により、限度額を 800 万円増額し、限度額を 6650 万円から 7450 万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還方法の変更はございません。

戻っていただいて 1 ページから 4 ページまでの第 1 表及び 48 ページから 50 ページの給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げでございますので、説明を省略します。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。7 番議員、浪瀬真吾君。

#### ○7 番（浪瀬真吾君）

35 ページの 3 目農業振興費の中の 19 節の中で、強い農業づくり交付金事業補助金ということで 1 億 3968 万 2000 円上がっておりますが、これは以前、町長も私達に説明をしていただいたこともあったわけですが、これは国会議員の先生を通じて国の方に陳情に行かれたと。それですぐに予算化できたと話を聞いております。まず、設置される場所とかは決まっているのか。また、今後国と町の負担で補助をされるということですが、県の方はどういうふうになっているのかお尋ねしたいと思います。

#### ○議長（後城一雄君）

町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

補助の割合は、2 分の 1 が国の補助です。県の補助は入っておりません。そして、町の補助を 10%

見ております。

前段の方の質問は、課長の方から答弁をさせます。農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

場所につきましては、おおむね事業主体の方は検討をつけております。現在交渉をされているということで、まだ、確定ではございませんので、検討を進めているということでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

やはり、こういうふうにトップの町長あたりが陳情などをどんどんしていただければ、こういった事業も、県とかすんなり予算をしていただけることが多々あるのではないかと思うわけです。今おっしゃるように、県の補助金等はまだ確定されていないということでございますので、是非、普通いろんな事業をする時は国、県とか町が負担割合でいろんな事業が今までもされてきておりますので、町長が先になって、担当課でも良いでしょうけど、そういった陳情を、他の面も含めて、そういった意思を、その辺のお話を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

県には、きのくにとか、昨日でました小音琴の潮風害とかありますので、一緒に陳情がありますので、その旨知事の方にはお願いしようかと思っております。先ほどの質問の、国会議員がされたというのもひとつありますけれど、そうではなくて、それもありますけども、今、若いこのてん茶工場をされる人は、農林省の補助事業をやっております。農林省の数ある中の、20ぐらい事業がインターネットで調べてもらえばわかりますけども、上地区なんとかということで事業が農林省でされております。お茶室に行きまして、そこで農政審議官というのがいらっしゃいますけども、技術の一番トップですけども、そこで評価がされまして、なんとかしたいということで、非常に、今、東彼杵町の若いお茶農家が期待をされています。そういう意味で今回すばやく対応できたのではないかと思っております。もちろん、今の安倍政権の地方創生のやり方、農業に対する考え方は今これに全部反映されております。こんなに早くつくというのはあり得ないんですけども、もちろん国会議員が全てだという、駄目ということではなくて、国会議員の力もあるんですけども、そういう農林省の仕事の関係もあるということで説明しておきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

そうしたら、この点できのくにとかおっしゃいましたけど、私たちも産建の方で先ほど町長が言われたように県の方に離岸堤の陳情に行きましたところ、やはり予算を確保するという約束をいただきました。そういった陳情をすることによって、足を運ぶことによっていろんなものができてい

けるのではないかと考えております。是非、この件についても、町長自ら残りの、県がどのくらい補助をしていただくかわかりませんが、そういったところをもう少し積極的に足を運んでいただければと考えておりますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは担当から聞きますと、強い農業づくりというのは、多くの、県内あるいは全国やっております、特に長崎県では財政が厳しいので、全くつかないということでございます。それは他の市町村の強い農業づくりもゼロでございますので、無理ではないかと考えております。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

関連です。先ほどの国が2分の1で、町が10%ということございましたね。ということは、これは共同工場という感じになるのかと考えております。当然これは受益者負担と言いますか、地元負担と言いますか、発生するわけですけども、そこら辺は了解されているのか。あるいは、これからご理解いただくのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだまだ補助金申請も何もしておりません。町の予算をつけているだけです。今まで、農業関係につきましては10%という補助をすべてやっております。そういう関係で10%上げております。しかし、これはどうなるかまだわかりませんが、最高10%だという考え方をしていますので、それ以下になる可能性も充分あります。もちろん入札あたりもありますので下がってまいりますし、どうなるかわかりませんが、若いお茶農家の方は、全くいくら補助金があるかはわかっておられません。おおむね、通常の場合は10%、町がやっておりますので、そういうことになるんですけども、これは義務がないものですから、とりあえず今10%。他の義務があるものと併せて10%上げておりますけども、ここは1人でする場合の事業もあります。例えば、法人を作ってやられたところ、5%としてやったところもあります。今度5、6名の方が受益者でされていますので、そこが5%で良いものか、10%まで上げるべきかということで検討しなければなりません。厳しいことですから本来5%でいきたいんですけど、まだ不確定の要素があるものから、ましてや繰り越しという部分もありますので、通常10%の補助で予算要求を今お願いしようかと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

総務に付託をされていますが、町長に1点だけお尋ねしたいと思います。

6ページの債務負担行為のところですけども、先ほど町長の話では、長崎県は非常に財政的に厳しいんですが、それと同じく長崎県の林業公社、これもなかなか厳しい状況にあると思いますけど

も、そういった中で、今回東彼杵町の補償が 2600 万円ということなんですけど、これを逆算しますと 56 億円、今回林業公社が借入れをしているということになるんですけども、今後これは単なる数字だけなら良いんですけども、これが補償等、現実的な問題になる時があるのではないかと思います、林業者の現状を見てみますと。そういったことで、この林業公社の現状について町長の見解を求めたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

林業公社の総会には今のところなかなか出席する機会がございませんが、今度の議会の最終ぐらいいにはもう少し内容をお配りしたいんですが。相当国も努力しております、償還には補助率の引き上げとか、利息の引き上げとかやっております。償還をやっております。また、今ゼロ金利でございまして、その辺の逆を利用して償還に当たっております。しかし、議員がおっしゃるように、相当負債があります。大変厳しい状況でございまして。後ほど総会資料を配布いたしますのでお願いしたいと思います。

今回は 2600 万円の、2 万分の 92 ということで 11 万 9000 円の債務でございまして。しかし、それが東彼杵町でも、今確か 2000 万円近くの債務があります。実際あります。だから、もし、こけた場合はそれを補償しなければなりません。たぶんこれは各町ありますけれど、特に一番多いのが長崎県でありまして、200 億円ぐらいの債務が残るのではないかと思います。後ほど詳しいところは提示をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

質疑ありますか。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

町長にお伺いします。今回そのぎ茶が日本一を取ったということで、つい最近追加いたしまして、アワードも取ったということで 4 冠ということで、素晴らしい、お茶に関しましては功績を残したものと思います。そこで、私は 9 月議会でも町長に申し上げたと思いますが、今回 25 ページに町長の交際費がございまして。3 万円追加されております。これはおそらく町長が日本一になったことによって、あちこち飛び回ろうかという予算については、あまりにも少なすぎるということなんです。

私が言いたいのは、もっと早くこの交際費等を、補正予算をしたらどうですかというようなことを私は申し上げたと思います。タイミングがちょっと遅れているのではないかなという気がいたします。3 万円ぐらいの交際費でどのぐらいの営業ができるかという話なんです。申し上げましたように、今のタイミングというのは非常にビジネスチャンスと言いますか、東彼杵町を売るチャンス、そして町が発展するチャンス。一般質問でも答えておられましたが、世界を見据えた政策というような、非常にどでかいお話をされていたのが頭の中に残ってしまったんです。

そういうことであればこそ、そうであればこの 3 万円ぐらいではその辺にちょこっと行くぐらいではないですかという話なんです。この件については、この後に農業振興費の中でそれぞれ予算を組まれております。この予算の組み立ては理解はできております。それぞれ広報啓発等をして、そして更には施設等も充実させましょうという考え方であることは私も理解しておりますが、先ずは

東彼杵町をトップセールスするのは町長なんですよ。

これも一般質問で答えられていたのを引用させていただきますが、バイヤーの開発というのをおっしゃっていましたよね。そうすると、今の農家の人たちは、バイヤーなどのアポを取ることは不可能だと思うんです。そこで、やはり町長という肩書きを持って、まずは九州の大手の商社、例えば、国分グループさんとか丸紅さん、三菱、三井あるいはヤマエ久野という大きな大手がございます。そういった所に出向いて行って、先ずはそのぎ茶が日本一を取りました、是非取り扱いをお願いしますと。そういったセールスが、私は町長の役割だと思っているんです。したがって、3万円ではなくて30万円、あるいは300万円超えても良いんですよ。その位の勢いでやらないと、せっかくの日本一が駄目になってしまいますよと。駄目になってしまいますよではなくて、是非有効にさせていただきたいと。高率的な宣伝効果と営業力というのは、町民のサポートをする町長が是非動いていただきたい。そういうふうに思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

3万円というのは交際費です。これは私が祝賀会に出て、お樽をやって足りないからその分の不足分を上げただけです、交際費というのは。町長にしているのは、旅費を出せば良いんですよ。あと3か月です、残りが。だから、議員さんが質問されたとおりに、コアを絞ってというのが今のバイヤーです。農家にしろとは言っていない。だからそれを今からやるんですよ。全体的な予算がつくのが3か月間ですから、とりあえず繰越まで予算を作らずに、今からやるんですよ。東京に、できたら職員を派遣をしながらということですから、いろんな人脈を使って、それを呼びながら、あるいは茶畑に呼ぶということを繰り返しながらやって、議員がおっしゃるようなことをやろうと昨日説明をしたんですよ。そういうことです。やらないのではないです。そのとおりです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

わかりました。わかりはしましたけど、ただ、交際費というのが祝賀会に行く3万円とおっしゃいましたよね、違いますか。

○——△——

——△——△——

鏡開き。お樽のことですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

この3万円の追加は、毎年60万円の予算をしています。ただ、今回11月22日に行いました日

本一の祝賀会の時に、鏡割りのお金が6万円近く要りました。その関係で、今後の交際費が足りなくなったものですから、今後の交際費を追加をお願いしたということです。二次的な経費にくったものですから、そういうことです。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

最初からそう言えばいいですよ。それは今言った話でしょう。しかし、説明の時には、日本一になった云々と言われましたよね、云々と。言葉じりがよく聞こえませんでした。日本一になったのに対しての何とかと言われたんですよ。違うのであれば違うと言ってください。そうなんですよ。だから聞いているんですよ。だから聞いたんですよ。先ほど私が言ったのは、町長が何もしていないという話ではございません。もっと積極的に動いてくださいとハッパをかけているつもりです。

したがって、交際費というのが、旅費に追加すればいいのではないかというのではなく、いろんな中での交際費というのは含まれていると思います。ですから、これを30万円にしても良いですよ、300万円にしても良いですよ。その位の勢いで町をアピールしてくださいよという話を私は先ほどしたつもりなんです。再度答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは交際費には上げません。上げるならイベントの委託料とか旅費とか、もちろんお土産などを持っていく場合もあります。お茶を持っていく場合もありますので、それは報償費などに上げなければいけない。だから、そういうやり方で、交際費自体には上げません。交際費というのは、一般的な意味ですから、お金を持って包んでいくとか、お土産を買うとかそのような交際費がほとんどです。もちろん慶弔費に使いますけど、当初予算の中でお願いをします。そこで是非、森議員も理解をしていただけたらと思いますので。そういうことで、今から1年間を通してどんなことをするかということで、大々的なことをしないと。昨日も申し上げましたとおり、八女市は14年間日本一を取ってきたわけですが、八女茶本玉露というのが、14年間やってきましたけど、全く認知度あたりも上がらなくてどうしようかということで迷っておられます。だからそういうことですので、1年、日本一になったと、これをどういうふうにして進めるのかというのを、昨日議員に説明した宣言をするとか、あるいはブランディングをするとか、あるいはいろんなプロモーションをしながらやっていくということを心がけてバイヤーさんとか、いわゆる著名人あたりを呼んでするとか、そういうことを今からやろうと思っています。それは経費的なもので、交際費に上げなくても事業としてされますので、もっていかうかと考えております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

交際費の意味は、私も充分理解しているつもりです。どのような場合に交際費を使うかというのはわかっております。したがって、私が言いたいのは、交際費というのは、手土産を持って行く時には交際費で使うでしょう。私がさっき言ったのは、バイヤー、業者をたくさん回ってくださいよ

ということをお話させていただきました。それには手ぶらではいけないでしょう。そこには、やはり日本一のお茶でも持って行けばアピール度が違ってくるでしょうという話になってくるんです。

ですから、そういった交際費をこの時期に、このタイミングでやらないと来年の夏になってからしても遅いんですよ。この3月までにやらないと、できれば年内でも駆け回ってでも営業して回らないと、日本一の効果というのは段々段々薄れてしまうんですよ。その辺のところはわかっていただけないのかなという気がします。交際費と需用費、それぞれ使い方というのは、私はわかっています。いちいち町長から説明をされなくても、充分理解しております。ですから、その辺のところの町長の姿勢というのを私は聞いているつもりでございます。交際費をこういうふうに使いますというのは、そんなことは誰も聞いておりません。是非、そういった構えで、今後、この日本一という栄冠をどのように生かすかというのは、町長の今後の行動次第です。それをじっくり見守り、私どもは当然それに対して援護射撃もします、自分達も動いております。それなりの行動は、各議員はそれぞれ動いていると思います。したがって、町長もそういった意気込みで今後頑張ってください、そのように希望をいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、回ったって意味がないですよ、全く。そのぎ茶とは何がそのぎ茶ですか、どうもっていくんですか。戦略をしないと駄目ですよ。今から考えなければいけないですよ。差別化をしないと、そこなんです。お茶はないんですよ、そういうお茶は。もう一番茶は終わりました。だからその辺の差別化を図りながら、どういう旋回をするかという作戦を練っていこうということですから、無理ですよ。日本一ですよ、日本一ですよといくら叫んだって意味ないんです。そういうことでやっていきますのでよろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

質疑ありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務厚生常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前10時55分）

再開（午前11時04分）

日程第11 議案第80号 平成29年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第81号 平成29年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第82号 平成29年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 11、議案第 80 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 12、議案第 81 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 13、議案第 82 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

議案第 80 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1253 万 7000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 4511 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由は、医療費の増加によりまして、一般被保険者の療養給付費 827 万円、高額療養費 420 万 7000 円を追加いたしまして、また、給与改定によります人件費等を追加計上いたしております。

財源といたしましては、県財政調整交付金、前年度繰越金を追加計上いたしております。

次に、議案第 81 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ 87 万 8000 円を追加いたしまして、総額を 9 億 2704 万 9000 円とするものでございます。

提案の理由は、歳出では、介護保険システム改修費や給与改定に伴う職員人件費として総務費に 77 万 8000 円を、また、地域支援事業費に 10 万円を追加計上いたしております。

財源といたしましては、国県支出金 43 万 6000 円、一般会計繰入金 41 万 9000 円を計上いたしております。

次に、議案第 82 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

予算の総額にそれぞれ 14 万 1000 円を追加いたしまして、予算総額 1 億 380 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由は、保険基盤安定負担金、これは低所得者納付金軽減補填額の確定に伴いまして、後期高齢者医療広域連合納付金 14 万 1000 円を追加計上し、その財源といたしましては、一般会計繰入金を追加計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

#### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

#### ○健康ほけん課長（深草孝俊君）

説明に入ります前に字句の挿入をお願いいたします。議案第 80 号、11 ページのタイトルが抜けておりまして、給与費明細書という文字を挿入をお願いいたします。

議案第 80 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして補足して説明いたします。

7 ページをお願いいたします。3 歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、国保制度の都道府県化に伴います作業部会に係る旅費を 4 万 3000 円追加をいたしております。

8 ページにいきまして、2 款 1 項 1 目 19 節は、療養給付におきまして、現在までの医療費実績を考慮した場合に今後不足が見込まれるため 827 万円の追加でございます。

9 ページにいきまして、2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費につきましても、現在までの実績を勘案した場合、今後不足が見込まれますので 420 万 7000 円の負担金の追加でございます。

10 ページにいきまして、8 款 2 項 2 目につきましては、人事院勧告に伴います人件費の追加でございます。

5 ページに戻っていただきまして、2 歳入でございます。6 款 2 項 1 目 1 節県財政調整交付金につきましては、旅費人件費の所要追加に対する県特別調整交付金の計上で、6 万円を計上いたしております。

6 ページにいきまして、10 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度繰越金の留保財源を 1247 万 7000 円追加をいたしております。

なお、1 ページから 4 ページにつきましては、この積上げでございますので省略をさせていただきます。

続きまして、議案第 81 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

9 ページをお願いいたします。3 歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費 13 節につきましては、介護保険システム修正業務委託料ということで、平成 30 年度に施行されます更新認定有効期間の上限の延長と、介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しということで 75 万 6000 円の計上でございます。

10 ページにいきまして、1 款 3 項 2 目認定調査等費につきましても、人事院勧告に伴います人件費の追加でございます。

5 款 2 項 6 目、旅費につきましては、地域包括ケアシステムの準備に係る関係会議、並びに研修会参加のための追加でございます。

5 ページをお願いいたします。2 歳入でございます。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料に伴いましては、地域支援事業費に対する 23%ということで 2 万 3000 円。

6 ページにいきまして、3 款 2 項 4 目の介護保険事業補助金につきましては、システムの改修費用 75 万 6000 円に対する 2 分の 1 で 37 万 8000 円の追加でございます。

7 ページにいきまして、5 款 3 項 2 目地域支援包括任意事業交付金につきましては、地域支援事業 10 万円に対する 19%ということで 1 万 9000 円の追加でございます。

8 ページにいきまして、7 款 1 項 3 目地域支援包括任意事業繰入金につきましても、地域支援事業 10 万円に対する 19%ということで 1 万 9000 円を追加をいたしております。5 目につきましては、1 節がシステム改修費の 2 分の 1 ということで 37 万 8000 円。2 節は人事院勧告に伴います人件費の追加に対する一般会計繰入金の追加で 2 万 2000 円でございます。

なお、1 ページから 4 ページにつきましては、この積上げですので説明は省略いたします。

続きまして、議案第 82 号平成 29 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

6 ページ、3 歳出 2 款 1 項 1 目 19 節、保険料等納付金追加ということで、後期高齢者低所得者分の公費補填分の確定に伴います追加でございます。14 万 1000 円の追加でございます。

戻っていただきまして、5 ページ、2 歳入 4 款 1 項 1 目 1 節、保険料納付金の財源といたしまして、一般会計繰入金の追加で 14 万 1000 円の計上でございます。

なお、1 ページから 4 ページまでは、積上げですので説明を省略いたします。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

議案第 80 号についてお尋ねをいたします。この町の医療費というのは、長崎県でどのくらいの位置を占めているのか、医療費総額。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

国民健康保険の医療費につきましては、県下上位から第 3 位です。およそ医療費としましては、8 億 5000 万円ぐらいです。

○——△——

○——△——

県全体の医療費になりますと、総額は 1400 億円ぐらいということです。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

今度は、県に統一されたときに、国民健康保険税が当然上がってくるということも考えられるのですか。国民健康保険税、激変緩和措置も含めまして。いかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

保険税は上がるようになりますけれど、激変緩和措置ということで 5 年間は上がらないように国から手当があります。しかし、良く考えますと、そのあとは何も財源補填がないわけです。だから、もともと高かったところの、例えば失礼ですけども、川棚町はうちと比べるとものすごく高いんです。それがぐっと安くなるんです。そういうところと比べたら、非常に頑張っている東彼杵町、時津町は今言うように、県下では 3 番目ぐらいですけども、頑張っているところは保険税は上がるんですよ。今まで頑張っていない保険料が高かったところがぐっと下がるわけです。不公平がありますので、上がり下がりがないように激変緩和があるんですけども、我々の方も 5 年間ではなくてシミュレーションを描いて負担がそんなに増えないように今お願いをしております。ただ、来年は据置になりますのでまだ心配ないんですが、それから先がまたどうなるか。今、秋の算定と言いまして算定をしております、どうなるか。東彼杵町は資産割がありますけれど、他の所は資産割はありません。その撤廃とかした時にいろんな弊害がでますので、試算をしながら調整しております。

30年度は全く関係ありませんので、そのまま据置でいきますので問題ないと思います。その後注意していかなければと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

町長に確認をさせていただきたいのですが、基金がありますね。その基金は、国民健康保険税が上がる時に、少しずつ上げるためにその基金を用いるということもあり得るのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

おかげさまで、基金も予定どおり1億何千万円は残していただけますので、そういう今議員がおっしゃったような時に対応するために手当されます。それを使わなくても、逆に激変緩和ということで国の方から基金がきますので、それで当分は延びていただけますので、手をつけずになんとかいけるかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

議案第80号の8ページと9ページ、1目の一般被保険者療養給付費と高額療養費。両方併せてお尋ねしたいと思います。

この最近、主な疾病はどういうふうになってきているのか。それと今後の見通し。ますますこういったものが毎年追加で上げられてくるわけですが、今後の見通しあたりまでお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回の補正は、額にしたらほとんど微々たるものでございます。1000万円近くですけども。全体額の医療費からすればほとんど上がらないような状況で、私はあまり上がっていないと思っています。ただ、若干不足するというところでございますが、医療費はそんなに上がっておりません。一番多いのは高血圧とか、心疾患とかありますけど、腎臓とか。あるいは3番手で、癌あたりが一番トップでしょうが、大きいのはその位ではないかと思っております。補正して健康ほけん課長の方から答弁をさせます。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

一番入院費でウエイトを占めているのが精神疾患です。これが一番大きいです。今回の補正につきましては、入院外と歯科につきましては、昨年同時点と比較しましてもそう変わりはないんですけども、入院と調剤、これは大きく伸びておりまして、考えられるのは、やはり入院患者の重症化というのが大きく影響しているものと思っております。

高額医療費に関しては腎臓疾患ですね、先ほども言われましたが、透析患者が当初よりも2名増

えております。これが大きな増加の原因でございます。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 80 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 81 号、議案第 82 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 14 議案第 83 号 平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 84 号 平成 29 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 回）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 14、議案第 83 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 15、議案第 84 号平成 29 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 回）。以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 83 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出それぞれ 352 万 3000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 4537 万 3000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、歳出については総務管理費の人件費 36 万 2000 円を追加いたしまして、運営費の委託料 278 万円を減額し、工事請負費 120 万円を追加計上しております。また、建設費の人件費 29 万 2000 円を追加し、委託料 132 万円、公有財産購入費 100 万円、補償補填及び賠

償金 69 万 1000 円をそれぞれ減額し、工事請負費 746 万円を追加計上しております。

財源につきましては、繰越金 220 万 1000 円、消費税還付金 132 万 2000 円を追加計上いたしております。

次に、議案第 84 号でございます。これは先ほど追加して、提案の理由をお配りしておりますので、一緒にご覧いただきたいと思っております。

議案第 84 号平成 29 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 回）でございます。これにつきましては、補正額というのは、ここに書いてありますとおり特別会計ですので総額的な説明はできませんけれども、提案の理由に書いてありますとおり、収益的収入及び支出につきましては、収入におきましては 626 万 7000 円を増額し、収入予算の総額を 2 億 7944 万 3000 円に、また、支出につきましては 22 万 4000 円を減額し、支出予算の総額を 2 億 3864 万 8000 円といたしております。

この収入につきましては、貸借対象の確定に、今回初めてでございますので長期借入金の受入れ、戻入れということで 98 万円を減額いたしまして、消費税還付金が 724 万 7000 円を追加計上いたしております。

支出では、給与改定、あるいは人事異動等に伴います人件費が 152 万 2000 円を追加計上いたしております。開始貸借対照表の確定によりまして減価償却費が 174 万 6000 円ということで減額をいたしております。

また、この第 3 条に記載されています特例的収入及び支出につきましては、開始貸借対照表の確定によりまして、当該年度に属する債権、これは未収金ですね、それから債務が未払い金ですけども、それを整理しまして、それぞれ 1124 万 8000 円、1288 万 2000 円から 1 億 6700 万 8680 円並びに 1 億 6287 万 8162 円に改めております。詳細につきましては、いずれも水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

#### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

#### ○水道課長（峯広美君）

町長に代わりまして説明をしたいと思います。

説明をする前に議案第 84 号につきましては、初めての水道会計が上水会計の公営企業会計に替わりまして、不慣れなところもありまして、議案に提案の理由を付けずに出しておりました。一応、これの中には規定がありまして、地方公営法施行令の施行規則第 45 条の別記 1 号様式というのを使って出すということで、それだけを見て作成しております。他町にもお尋ねをして作ったつもりだったんですが、わかりにくい議案の提出の形となっております。大変ご迷惑を掛けたと思っております。今後、わかりやすい議案の提出ということに努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。

それでは、議案第 83 号公共下水道特別会計補正予算の方から説明をさせていただきたいと思います。

まず始めに 7 ページの方からご覧になっていただきたいと思います。歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費ですけども、これにつきましては、給与改定及び人事異動による追加ということで補正をさせていただいております。

8 ページ、1 款 2 項 1 目排水費です。委託料につきましては、すべて執行残ということで減額 278

万円。15 節工事請負費、これにつきましては、新規公共マスの設置工事追加ということで、当初予算で 5 件分、つかみで 1 戸当たり 15 万円ということではしておりますが、全て 10 月末で終わっております。そこで今後、協議等が 6 件ほど相談がっております。それから、それ以上にまた増えるということを 2 件加えまして、8 件分の 1 件 15 万円ということで 120 万円を追加させていただいております。

9 ページ、2 款 1 項 1 目下水道建設費につきましては、2 節の給料から 4 節の共済費までは、給与改定による追加ということです。13 節の委託料、17 節の公有財産購入費、22 節の補償補填及び賠償金につきましては、執行残によります減額。それから、その減額した分を 15 節の工事請負費の千綿地区の開削工事に追加するというので 746 万円を追加させていただいております。

収入の方にいきまして、5 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目繰越金。28 年度の繰越金が確定しましたので 220 万 1000 円を追加しております。

6 ページ、6 款 3 項 3 目の雑入。これは 28 年度の消費税還付金ということで 132 万 2000 円を追加しております。

1 ページから 4 ページにつきましては、今の積上げと、一番最後のページに給与明細をしておりますが、今までの説明の積上げですので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第 84 号の説明をいたします。

水道事業は、皆さんご承知のとおり平成 29 年 4 月 1 日から地方公営企業法適用の上水道事業会計となりまして、予算及び決算の会計処理につきましては、企業会計方式を導入しております。

予算書の様式も大きく変更となり、先ほど説明しましたように地方公営企業法施行令第 17 条及び 17 条の 2 並びに地方公営企業法施行規則第 45 条別記 1 号様式等に基づいて補正予算を計上しております。そのため、説明等が抜けておりました大変申し訳ありませんでした。

始めに、議案の第 3 条の特例的収入及び支出の補正について説明申し上げます。

公営企業が、法の規定を適用することとなった場合に、法の適用日の前日の属する年度 28 年度ですけれども、適用日の前日をもって終了するものであり、出納も同日をもって終了し、決算することとなります。

したがって、いわゆる出納整理期間は存在せず、前年度の会計年度に発生した債権又は債務に係る未収金及び未払金がある時には、施行令の第 4 条 4 項の規定により、これを法適用日の属する年度、29 年度になりますけれども、それぞれ未収金を債権及び未払金を債務として整理するというのでなっております。

これらの予算措置は、事務上、法適用日のかなり前に予算を作るものですから、適用日の現実の額とは相違するため、今回、9 月の決算を得まして額の補正をするものです。

特例的収入につきましては、打ち切り決算により確定しました未収金、債権になりますけれども 1298 万 9190 円と、平成 28 年度簡易水道事業から繰り越し、事業を行った統合事業、それから彼杵基幹改良事業の完了に伴い確定した額 1 億 5401 万 9490 円を合わせて 1 億 6700 万 8680 円となります。

特例的支出につきましては、打ち切り決算により確定した未払金、債務になりますけど 885 万 8672 円と平成 28 年度からの先ほどの繰越事業費 1 億 5401 万 9490 円を合わせた 1 億 6287 万 8162 円となります。

この特例的収入及び支出は、予算に別条を設け第4条の2として処理するとともに、開始貸借対照表の資産と負債ということに計上しております。

8から9ページの開始貸借対照表をご覧になっていただきたいと思います。

貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするため、一定の時点、通常は決算時点における企業が保有するすべての資産、負債、資本を総括的に表示する報告書です。企業会計のスタートである平成29年4月1日時点の貸借対照表ということになります。当初予算の折に提出した予定開始貸借対照表は、実務上、法適用日のかなり前に、先ほど説明したように前に作っておりますので相違しています。今回、9月の決算により確定した額が出てまいりましたので修正しているというところ です。

まず、借方の資産の部、有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物、機械及び装置、自動車及び運搬具、器具及び備品の取得価額から耐用年数に応じた減価償却後の額を計上しています。予定開始貸借対照表と比較して、2603万6494円の減の見直しを行っております。無形固定資産につきましては、電話施設利用権、地役権の額を、投資については、財政調整基金の額を計上しています。

次に、流動資産の現金預金では、簡易水道事業決算の歳入歳出の残額であります引継現金の額を計上しております。未収金には、先ほど説明した特例的収入1億6700万8680円を計上しております。貯蔵品には、修理資材等の在庫管理している額を計上しております。資産総額は28億6837万8991円となります。

貸方の方の負債の部になりますけど、企業債のうち1年以内に払う額を流動負債、それ以外の額を固定負債に計上しています。流動負債の未払金には、先ほど説明いたしました特例的支出1億6287万8162円を計上しております。

繰延収益、長期前受金ですけれども、国庫補助金、県補助金、繰入金、加入金、受贈財産評価額をもって取得した固定資産の額を計上しております。予算の予定開始貸借対照表と比較すると430万3710円の減の見直しを行っております。負債総額は27億50万1449円となります。

資本については、資産総額から負債額を差し引いた額となり、資本は1億6787万7542円となります。

次に、議案の表の方に戻っていただきまして、第2条の収益的収入及び支出の補正について、補正予算実施計画明細書により説明したいと思います。

2ページの明細書の方をお願いいたします。収入では、開始貸借対照表の確定に伴い、繰延収益、長期前受金について430万3710円の見直しを行いました。このことにより、1款2項の営業外収益の3目長期前受金戻入を98万円の減額とするものです。この長期前受金戻入とは、資産の費用化である減価償却と同じように、これまで施設整備した際に受け入れた国庫補助金等の耐用年数で割って収益化した額であります。

次に、1款3項の特別利益、1目過年度損益修正益は、平成28年度簡易水道事業に係る消費税及び地方消費税の還付により724万7000円を増額するものです。収益的収入の総額では626万7000円を増額ということになります。

支出では、1款1項の営業費用、4目総係費の給料、手当、法定福利費につきましては、人事異動並びに人事院勧告に伴う給与手当の改正で、152万2000円を増額しております。

次に、5 目減価償却費につきましては、開始貸借対照表の確定に伴い、有形固定資産額を 2603 万 6494 円の減で見直したことにより、174 万 6000 円の減額となっております。収益的支出の総額は、22 万 4000 円の減額となっております。

次に、議案の第 4 条、一番表になりますけれども、議会の議決を経なければ流用できない経費について説明をいたします。職員給与費、当初 2842 万円を 3161 万 8000 円に改めるものです。

企業会計移行初年度のみに計上する 1 款 3 項の特別損失 206 万円があるんですけども、平成 29 年度 6 月に支給分で期末勤勉手当と法定福利費ですけども、これが 28 年 12 月から翌 3 月の過年度分に係る費用ということで、この賞与引当金分を当初予算の第 4 条の給与費明細書に記載しておかなければならなかったんですが、それを除いておりまして、一部入っていない部分がありまして、今回の実質の補正額 152 万 2000 円と議案に記載している補正額については大きく相違しておりますが、実質 152 万 2000 円の補正をお願いしたいと思っております。

3 ページから 4 ページの予定キャッシュフロー計算書は、1 事業年度の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日のお金の流れを、いわゆる資金の収支を示す報告書になっています。4 ページ右下の資金期首残高が確定をしまして 2564 万 4018 円、資金期末残高 8365 万 8838 円で、29 年度の資金増加額を 5801 万 4820 円と見込んでおります。

5 ページの損益計算書は、1 営業期間、平成 29 年度ですけども、企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に得たすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載し、純損益と発生の由来を表示した報告書です。当年度純利益を 3737 万 2000 円と見込んでいます。

6 ページから 7 ページの予定貸借対照表は、企業会計の決算時点である平成 30 年 3 月 31 日時点の貸借対照表となっております。平成 30 年 3 月 31 日時点では、借方、資産総額及び貸方、負債・資本総額が 28 億 6402 万 1944 円となり、平成 29 年 4 月 1 日時点から 435 万 7047 円の増加を見込んでおります。

10 ページから 11 ページは、給与費明細書をしてしておりますが、先ほどの説明のとおりになっておりますので説明を省略いたします。以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご決定をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。10 番議員、橋村孝彦君。

#### ○10 番（橋村孝彦君）

84 号の部分です、水道事業の件です。まず、質問の前に、先ほど提案の理由をいただきました。私、これがないなと思っておりましたけれど先ほど出していただいたのでいいんですけども、バランスシートの年度初め、29 年 4 月 1 日のやつと 30 年 3 月 31 日 2 つありますが、できたら、差異を表にさせていただいて、示していただいた方がちょっとわかりやすいのかなという気がしますので、次回はお願いできればと思っております。1 枚 1 枚めぐりながら調べなければならないので手間がかかりますので、差異を、数字が違っているでしょう。その分を表にさせていただければ助かるなということです。

○——△——

暫時休憩。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 46 分）

再 開（午前 11 時 48 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

29 年度当初、30 年度末のバランスシートの中で、未収金の部分がありますが、さっき説明を聞く前には、説明で特例的云々の中の金額ということで金額的にはわかったんですけども、当然この未収金の中には水道料の未収料金も入っているのかと思いますけども、その中で私が気になったのが、9 月議会の折に某議員さんが、未収金が多いから経営を圧迫しているから水道料金を上げた方が良くはないかという議論があっておりまして、それに伴って課長の答弁というのはそれに相応した意見でございましたよね。つまり、これは例としてグループホームを上げましょう。グループホームに A さん、B さん、C さんが入居されていた。A さん、B さん、C さんはぴしゃっとお金を払うけど D さんは払ってないから、その分の払ってない部分は、経営がきつくなるから A さん、B さん、C さんに負担してくださいという同じような理論なんです。これはちょっと私はおかしいなということで、若干それに即応してというわけではございませんけども。

まず確認ですけど、これは要するに、公共上水は、確か当初話があった気がしますが、私法上の契約、あるいは債権に該当しますよね、上水の場合は。そうしますと、そこでお尋ねですけど、29 年度貸借対照表には、貸倒引当金はゼロなんです。30 年の末にはこの部分を調整して 4200 円上げられていますね。そこでこの未収金に対するものは債権というふうになるわけですね。そうした場合に、私法上の債権になるわけですから、これは税金等と違って滞納の期限が 5 年ではなくて 2 年になるわけですね。そうした場合に、この不納欠損となるものが発生するのもしないのか。お願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

不納欠損につきましては、2 年に法的になっております。私的な法の債権ですので、援用という向こう側から払いませんということをお願いするような形になるんですけども、そこら辺がなっておりますので、今までは 5 年、下水道の公的債権と併せて 5 年を目途にしておりますが、そこら辺でちょっと公営企業に、一企業にという形になっておりますのでそのやり方などは今後詰めていきたい

と思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

質問が、不納欠損が発生するかということですが、不納欠損は、言葉上では、今の段階では不納欠損でなくても、法的に、違反的に、不納欠損をしています。昨日、岡田議員が質問を、債権管理条例をしなければならないということはそこなんですけども、発生しております。額は小さいんですけども発生しております。ですから、これを不納欠損ができるように、議会の方で債権管理条例を作って、専決規定を作ってもらってそれをやるように、昨日、答弁したとおり研究いたしませんということで。これまで10何年調べてみたら、毎年1万とか、1万5、6000円、ずっと不納欠損してあります。これは違法ですね、本当に。大変申し訳ないと思っております。ですから、今からは債権管理条例あたりを作りながら、整理をしながら努めていこうと思います。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

私法上の契約債権。不納欠損は、実は成り立たないんですよ。そうしますと、例えば民間企業あたりでも未払いがあった場合は、強制権を発行できないわけですよ。例えば、税金とかなんとかは強制的に徴収できますけれど、上水の場合でいっただけできないことになるんですね。そうしますと、どうなるかという、この未収金は、資産として貸借対照表に上がるわけですよ。ということになりますと、これが重なっていくということになりますと、本当の決算の内容がわからなくなる。ですから、この不納欠損に当たる部分、未収に当たる部分、債権に当たる部分を何とかしていかないと。ずっとずっとこれが資産として計上されていってしまうと、帳尻上は黒字になっていても、その内容的にいけば、この負債の部分が膨らんでしまっただけで最終的にできなくなるので、そこら辺はどういうお考えなのかを聞きたい。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長にお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

ご指摘のとおり、不納欠損が援用をもらわないと決定できない。それ以外になると裁判所の判断とかが求められるようになる、明白にするということになればですが。ですので、そこら辺は町としても検討させてもらうような形でいきたいと思うんですが、徴収の方に我々としましては力を入れて、できるだけ不納欠損が出ないように努力をしてまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、指摘されたとおり 1 億 6700 万円が未収金で残っていますよね、未収金が。このあたりは補助金が入っていないんですよ、水道料金の未収というのは入っていないんですよ、この中には入っていません。これがあるとすれば、過去 1 万 5000、6000 円ほどありました。それは、昨日質問があったとおり違法で不納欠損処理をしておりましたので、これは駄目ということで管理条例を作らなければならないと思っております。水道の場合は、もし 3 か月払わなかったら水道を停止をします。非常に強制的にいきますので、そのようなことが少なくなるだろうと思えます。無いとは言えません。今後その辺も充分、裁判で訴えていかなければ、私債権ですので、一般の督促はできませんので。充分注意をしながら進めてまいりたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この資産の部分、減価償却、あるいは建物とか埋設した管とかそういうものがあると思いますが、おおむね長い減価償却期間と短いもの、項目によっていろいろあると思いますが、おおむねどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

個々いくらかはわかりませんが、建物あたりは 50 年とかあります。この中でいきます器具備品とかになれば 2 年とか 3 年とか短い期間あります。それぞれ機械装置は 8 年とかあります。大蔵省令で今すでに減価償却の台帳も全部作っていますので、それで償却を見ながらやっていくようにしております。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

提案の理由の中の下から 2 行目、債権及び債務して整理する未収金、未払金とありますよね。債権及び債務してとは意味が良くわからないんですが、補足をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

失礼しました、債務してではなく債務としてのとが抜けていますので、記入方をよろしくお願いたします。すみません。

○——△——

暫時休憩。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 0 時 1 分）

再 開（午後 0 時 1 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 83 号、議案第 84 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号、議案第 84 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号平成 29 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第 84 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 84 号平成 29 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 1 回）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 報告第 7 号 専決処分に関する報告

（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）

日程第 17 報告第 8 号 専決処分に関する報告（里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）

○議長（後城一雄君）

日程第 16、報告第 7 号専決処分に関する報告（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）、日程第 17、報告第 8 号専決処分に関する報告（里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）。以上 2 件を一括議題とします。本案についてそれぞれ説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊悟君）**

報告第 7 号、専決処分に関する報告でございます。事故の和解及び損害賠償の額を定めることにつきましてでございます。事故の概要につきましては、平成 29 年 8 月 21 日、町が管理します広域農道大村東彼杵線におきまして、走行中の車両が落石の発生により、回避行動がとれずその直前に発生していた転石に乗り上げ車両中央部が破損いたしております。

損害賠償額等につきましては、別紙示談書のとおり、相手方へ賠償金として 30 万 3804 円の額を支払うこととしております。今後本件に関しまして、当事者双方何ら債権債務のないことを確認し、今後一切請求を行わないことを誓約をいたしております。

次に、報告第 8 号、専決処分に関する報告について。

専決処分書、これは里一ツ石線改良工事（9 工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について専決処分をいたしております。

変更の理由が、里一ツ石線改良工事（9 工区）契約額の変更でございます。方法は、随意契約によるものでございます。変更前の契約金額が 6256 万 4400 円でございます。変更後の契約が 6564 万 5640 円でございます。契約の相手方が、東彼杵郡東彼杵町三根郷 1662 番地 7、株式会社朽原建設、代表取締役 朽原 元樹でございます。詳細につきましては、建設課長から説明させます。よろしく願いいたします。建設課長。

**○議長（後城一雄君）**

町長に代わり建設課長。

**○建設課長（山口大二郎君）**

代わりまして説明します。

相手方につきましては、町内の方でございます。事案の概要でございますが、説明しましたとおりで省略します。

次に報告第 8 号をお願いいたします。里一ツ石線（9 工区）ですが、本年度で最終工区を迎える 9 工区の専決の分でございます。図面を添付しておりますのでご覧ください。本年度の中間の変更となりますが、変更の内容につきましては、図面の左側のモルタル吹付工の 144 m<sup>2</sup>と植生マット工の 123 m<sup>2</sup>と中央部になりますけど、雑木の根株の伐採の処分の 150 m<sup>3</sup>を合わせた内容の変更の追加でございます。以上が変更の概要で、ご説明と代えさせていただきます。以上です。

**○議長（後城一雄君）**

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 7 号、報告第 8 号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会 (午後 0 時 7 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 大石 俊郎

署名議員 橋村 孝彦